

大阪府は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

#### 1 対象事業者

- (1) 法 人 名 株式会社コパン
- (2) 代 表 者 代表取締役 大知 茉祐実
- (3) 所 在 地 高石市綾園二丁目 12 番 11 号

#### 2 対象事業所名及び所在地

- (1) 事 業 所 名 みらいサポートこっちゃん
- (2) 所 在 地 泉大津市曾根町三丁目 9 番 30 号
- (3) サービス種別 児童発達支援・放課後等デイサービス

#### 3 処分日年月日

令和 2 年 1 月 31 日（金曜日）

#### 4 処分の内容

指定の全部効力の停止

令和 2 年 2 月 1 日から 6 か月間

#### 5 処分の理由

不正請求

法人代表が、利用児童が通所していない日についても、サービス提供実績記録票を作成し、障害児通所給付費を不正に請求し、受領していたことは、児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号に該当するため。